

《論説》

ユーリウス・フレーベルのドイツ連邦改革構想

末川 清

はじめに

一八四八年のドイツ三月革命から一八七一年のビスマルクによるドイツ統一にいたる約二〇年間に、ドイツは、一九世紀前半の邦国分立の状態を脱して、ドイツ民族を主体とする単一の国民国家を形成するにいたった。この過程で、ドイツの政治的統一の実現方法や新統一国家の領土の規模や政治体制などに関する、「ドイツ問題」をめぐる、諸党派や邦国政府、民間の協会などが激しく対立したが、周知のとおり、標準的な歴史叙述では、この問題の解決にあたって、大別して「小ドイツ主義」と「大ドイツ主義」の二つの路線が対抗し、最終的には一八七一年のドイツ帝国の創建によって「小ドイツ主義」的統一が実現したと説かれてきた。

「小ドイツ」、「大ドイツ」いずれの路線も前提とするのは、一八一四―一五年のウィーン会議で設立された三九邦国の連合体としてのドイツ連邦 (Deutscher Bund) を改造して、より一層強固な中央機関を備えた統一国家へと、こ

れを編成替することであつた。ところが、このドイツ連邦がまことに複雑であつて、三九邦国中の有力二邦であるプロイセン王国とオーストリア^{II}ハプスブルク帝国との東方の広大な領土（前者では東西プロイセン州やポーゼン州、後者ではハンガリー王国やガリチア王国部分など）は、ドイツ連邦の領内には属しておらず、他方で、連邦領内に属しているホルシュタイン、ルクセンブルク、ハノーファーは、それぞれデンマーク国王、オランダ国王、イギリス国王の統治下にあつたから、これら外国の王たちが、連邦構成員として連邦議会に参加するという状態であつた。⁽¹⁾ ひとことでは、ドイツ連邦とは、ドイツ民族を構成単位とする連合体ではなくて、中部ヨーロッパに利害関心を寄せる君侯の連合体であり、その君侯たちの関心は、おのおのの主権と領土の保全に注がれていたから、連邦の主たる目標も「個別邦国の独立性と不可侵性の維持」（連邦規約⁽²⁾）と定められていたのであつた。

この君侯連合体を、ドイツ民族を主たる構成母体とする統一的国民国家に編成替するにあたり、「小ドイツ主義」が唱へたのは、周知のとおり、ドイツ連邦の内外に広大な版図を有するオーストリア^{II}ハプスブルク帝国の領土は除外して、プロイセン王国を中心にして北部・中部・西南部ドイツ一帯の諸邦国を統合して民族的統一国家を形成することであつた。

これに対して「大ドイツ主義」は、後にものべるように多義的で広い意味では、漠然とオーストリアを中心にした統一方式一般をあらわすことが多い。しかし、一八四八年の革命期にフランクフルト国民議会で、いわゆる大ドイツ派が唱へたのは、狭義の厳密な意味での「大ドイツ主義」⁽³⁾であつて、これによると、ハンガリーやスロヴァキアも含むハプスブルク帝国の中から主としてドイツ人の居住する地域であるオーストリア地方などを切り離して、これをドイツ連邦の他の諸邦国と合体し、小ドイツ方式よりは広域のドイツ民族統一国家を形成しようとする方式であつた。

以上の「小ドイツ主義」と狭義の「大ドイツ主義」は、いずれも一九世紀ヨーロッパの一大政治潮流としてのナシ

ヨナリズムの流れに沿ったドイツ民族統一の二つの路線であった。

そして、現実のドイツ史の歩みに即していえば、フランクフルト国民議会が最終段階でめざしたプロイセン国王を皇帝とする小ドイツの方式が、ビスマルクの敢行した三次の対外戦争におけるプロイセン軍事力の勝利によって貫徹することになったのである。

さて、本稿で考察しようとするのは、この小ドイツの路線にもとづくドイツ帝国創建という華々しい歴史的事件の影にかくれて、あまりにも顧みられることの少かった一八六〇年代初頭のオーストリア政府を中心にした「ドイツ連邦改革構想」である。これは、四八年の特異な革命家ユーリウス・フレーベルの手でまとめ上げられた構想⁽⁴⁾であって、これもまた「ドイツ問題」に対する一つの解決案であり、あえて結論を先どりしていえば、現実に勝利した小ドイツの路線に対比してみると、つぎのような特色をもっていた。

第一に、改革の方式としては、「下からの革命」であれ「上からの軍事的暴力」であれドラスティクな革命的激変を望まず、既存のドイツ連邦機構の君侯連合的性格を尊重しながら、連邦規約の改正を通して漸進的に改造することをめざした。

第二に、現実の小ドイツの方式がドイツ帝国の政治体制にプロイセン覇権主義ともいうべきプロイセン優位の刻印を与えたのは異なつて、この構想はオーストリア政府の主導力に期待を寄せるものの、オーストリアとプロイセンと西南ドイツ諸邦の三大勢力のあいだに三元主義⁽⁵⁾的均衡を保つことに力を注ぎ、もしこれが実現すればドイツ史のその後の進路は大きく変わったであろうと予想されることである。

第三に、この構想は、ふつう「大ドイツ主義」と呼ばれているけれども、先に触れた狭義の大ドイツ主義と異なり、ドイツ連邦外の非ドイツ系住民（マジヤール人やスラブ系民族）まで包含する一大中欧勢力圏を、新しいドイツ連邦

のもとに構築しようとする壮大なものであった。ここでは、一民族は一国家を形成するという、いわゆるナショナリズムの原則はとられず、むしろ多民族国家としての中欧帝国の構想が漠然としてではあれ描かれていた。

このような特色をもつ構想が、果たしてどれだけの現実的可能性を有していたかは大きな問題ではあるけれども、ドイツ近現代史の現実の進路に對置されるいまひとつの選択肢として考察してみることが興味ふかいことであろう。

一 革命後の「ドイツ問題」をめぐる時代背景

まず、革命後の普墺對抗を軸に一八六〇年代初頭までの政治情勢を概観しておこう。⁽⁶⁾

三月革命期にフランクフルト国民議会の多数派は、当初は（厳密な意味の）「大ドイツ主義」的統一を支持したが、一八四八年秋にオーストリアの反革命政権が「ハプスブルク帝国は単一不可分の帝国」であると宣言し、この帝国とドイツ諸邦国とを統合する「七千万人帝国」の構想をうちだしたために、議会多数派は大ドイツから小ドイツ派に転じ、プロイセン国王を皇帝とするドイツ帝国の創設を決議した。しかし国王は、自らにささげられた帝冠を新帝国憲法とともに拒否したばかりか、燃え上がった憲法擁護闘争も軍事力で弾圧、これにより革命期の「下からの」統一事業は挫折した。

だが革命後、プロイセンを盟主とする国家的統一に對しては未練を抱くプロイセン国王は、サクセンとハノーファーの両王と共に四九年に三王同盟を締結、五〇年にはエルフルトに「制憲議會」を開催して、諸邦国の君侯の協力を得て「ドイツ連合」の名のもとに小ドイツの統一を画策した。これに對してオーストリアは反連合派のバイエルンやヴュルテンベルクなど西南有力諸邦の政府と協同して、この画策に對決、ついに五〇年一月プロイセンは屈服してその連合構想を断念（「オルミュッツの屈辱」）、翌年には、旧「ドイツ連邦」が復活した。

復活した「ドイツ連邦」は、各邦国政府の代表使節から構成される連邦議会と連邦軍のほかにはこれといった中央機関を有せず、主権をもつ邦国の君侯連合体にとどまったが、つぎの二点で一層弱体化したといえる。

第一に、革命前のメッテルニヒ体制下では、普墺両国が協調したのに、革命後は先述の連合・反連合の対抗が暗示するように、対決が強まり、とくに連邦議会のプロイセン代表としてのビスマルクは「オルミュッツの屈辱」を晴らして小ドイツの統一を実現する可能性を追求しつづけ、対墺関係が悪化した。⁽⁷⁾

第二に、この両国の対抗的二元主義のため革命前のように両国協同で西南ドイツの「自由と統一」の要求を抑圧することができなくなり、これがドイツ連邦内での西南ドイツの発言力を相対的に強化させ、ドイツの三元主義的統一構想を浮上させることにもなった。

他方、プロイセンが政治的にはなお劣勢でも、経済的には躍進したことが将来の小ドイツの統一の一大前提条件となつたことは否めない。ここでは、一八五〇年代に入り産業革命が進展し、工業生産力の伸張を背景にドイツ関税同盟圏での通商・貿易政策の主導権をプロイセンが掌握したばかりか、経済的に実力を強めた実業界が一八五八年には、経済的自由主義と小ドイツの統一を目標とする「ドイツ経済人会議」を開催するにいたつた。そして翌年には、プロイセンだけでなく諸邦国の自由主義者や穏健民主主義者も加わって「ドイツ国民協会」(Deutscher Nationalverein)が結成された。この協会は、普通選挙による全ドイツ国会と中央政府とを備えたドイツ国民国家を小ドイツ的方式によつて創設することを目標にかかげ、この目標の実現のために広く世論に訴える一大キャンペーンを展開したのである。

他方、オーストリアハプスブルク帝国では、一八五一年に首相シュヴァルツェンベルクが欽定憲法を廃止して以降「新絶対主義」が存続したが、五〇年代末のイタリア戦役の敗北によるロンバルディア喪失と帝権の威信失墜は、

皇帝フランツ・ヨーゼフをして立憲制の採用を促し、一八六〇年「十月勅令」が發布されて帝国内被支配民族の諸州にも自治が認められた。帝国内のポーランド人やチェコ人はこれを歓迎したが、特権的地位を要求するマジヤール人やドイツ系リベラル派は、この勅令に不満を抱いた。そこで皇帝は一転ドイツ人リベラル派のシュメアリングを首相に任命し、六一年二月に、十月勅令を廃止して中央集権的色彩の濃い「二月勅令」を公布、これによりチェコ人ら非ドイツ系住民の反発を買うことになった。

このようにオーストリア内外の政治情勢がきわめて不安定であり、経済・関税問題でもプロイセンの前に劣勢にたたされていた時期に、先述の「ドイツ国民協会」に対抗する形で一八六二年一〇月に「ドイツ改革協会」(Deutscher Reformverein)が結成された。

この「改革協会」はひと言でいえばオーストリア主導のもとに旧来のドイツ連邦を改造して、ある程度中央権力を強めつつ、内政面では連邦主義を尊重する国家体へと編成替えをすることを旨とする協会であった。協会は全体として小ドイツ的統一によるオーストリアの排除に対しては明らかに反対の立場をとっていたが、その内部には保守派、カトリック教権派から民主派までが雑然と併存し、統一方式に関しても狭義の大ドイツ派から「七千万人帝国」をめざすいわゆる大オーストリア派まで多様な考え方があり、かならずしも結束は固くなかった。

しかし、この協会の創設で中心的役割を果たしたのは、ユーリウス・フレーベルであり、かれは単にオルガナイザーとして力を発揮しただけではなく、オーストリア政府の要人の後援のもとに精神的に「ドイツ連邦改革構想」を練り上げていたのであった。

二 アメリカから帰国後のフレーベル

ユーリウス・フレーベルについては、すでに三篇の拙稿⁽⁹⁾で、その一八六〇年頃までの波乱に富む足跡と思想について詳しく紹介したので、詳細は、これらに譲りたいが、行論の必要上、三月革命期からアメリカ亡命時代にいたる歩みと思想的転換について、予備的考察として触れておきたい。

一八四七年の大著『社会的政治体系』⁽¹⁰⁾で民主主義思想の理論家として名を成したフレーベルは、革命勃発とともにドイツ民主主義陣營の組織化に奔走するとともに、四八年九月には『ヴィーン、ドイツそしてヨーロッパ』⁽¹¹⁾と題するパンフレットを著わして、かれ特有の多民族中欧連邦の構想を披瀝した（これについては後述）。同年一〇月補欠選挙でフランクフルト国民議会議員に選出されたかれは、急進民主主義派に属し、十月革命の支援のためにローベルト・ブルムと共にウィーンに赴き、ここでオーストリア政府側の鎮圧軍に捕らえられて軍法会議で死刑の判決をうける。しかし刑執行のまぎわに特赦を受け、処刑されたブルムとは奇跡的に命運を分けることになった。翌年六月には南ドイツでいわゆる憲法戦役に従軍、プロイセン軍の弾圧を避けてスイスに亡命、さらに四九年一月から五七年七月まではアメリカに渡って、ここでジャーナリストとして論陣を張ると共に、かつてチューリヒ大学で講義した地理学と鉱山学の専門知識を活かして中南米の探検と資源調査にたずさわるなど多彩な活躍をした。

ところで、かれはこのアメリカ滞在中に、革命期に抱いていた急進民主主義思想から、きわめて現実主義的な権力擁護論へと劇的ともいえる思想的転換をとげた。このことは、かれの一八六〇年代の「ドイツ連邦改革構想」⁽¹²⁾にも、さまざまの形で影響を及ぼしていると思われる。そこでかれがアメリカ帰国後に著わした第二の大著『政治の理論』⁽¹²⁾によって、この思想的転換の概要を把握しておこう。

この『政治の理論』は副題「民主主義の教説についての再検討の成果」が暗示しているとおり、四八年当時に革命活動を支えていた自己の急進民主主義思想に対して徹底的な批判を試みたものであつて、前著『社会的政治体系』の自己批判の書であると共に、自己の革命家としての過去と訣別を告げる作品でもあつた。この思想的転換を促したかれの「アメリカ体験」については、すでに論じたので省略し、ここでは、フレーベル研究の第一人者ライナー・コッホによつて、その転換の要点のみを列挙する。⁽¹³⁾

第一に、人民主権論から国家主権論への転換があげられる。フレーベルは云う。

「極端な民主主義論は、つぎの真理を見誤るといふ根本的なまちがいを犯していた。すなわち、主権という形態をとる国家全体の万能の権能は、けつして個人の権利の総和によつて生まれるものではなく、まさに国家全体の一属性として把握されるべきものであつて、こういうものとして、これは国家理性に由来するのだといふ真理である。……『朕は国家なり』が真理でないのと同じように、国民を構成する成員が『われわれが国家である』と主張するのも理屈に合わない。主権は成員としての国民にはなくて、まるごとの国民を实体とする政治的有機体に帰属するのである。魂や精神が全き人間に備わつていごとく、主権は国家全体に備わつていのである」⁽¹⁴⁾と。

革命前夜には、フレーベルは人民主権論に立脚し、当然のことながら男子普通選挙権だけでなく、当時のヨーロッパで先駆的ともいえる主張であつたが、婦人参政権までを要求していた。しかし、この選挙権に関しても『政治の理論』では、つぎのように述べる。

選挙権とは、「悟性、性格、性差、財産そして職業にもとづくところの特権、いやもしそれが適用可能であれば、人種にもとづく特権」⁽¹⁵⁾である。こう述べた上で、フレーベルは、「アメリカでは、女性が社会的に優れた仕事をしているのに合衆国議会で女性は議席と投票権を有していないのは、女性への政治的抑圧だと、熱狂的な女権論者の集会で主

張されている。しかしもし女性に参政権が認められれば、つきには児童にも参政権を与えよという馬鹿げた議論に行きつくだろう⁽¹⁶⁾」と皮肉をこめて述べているのである。

革命前には、かれは、万人に生存権や教育権や福祉を享受する権利を等しく保証することで個性の尊重とその全面的な開花を促し、こうして生まれる自律的市民の平等な政治参加によって民主的な国家を築くことを理想としていた⁽¹⁷⁾。これがいまや財産や性差や人種による政治的権利の差別を当然とみなす考え方に転換した。

また議会政治に関しては革命前からフレーベルは批判的であつたが、それは直接民主制を是とする基底民主主義の立場からであつたのに対して、革命後は、強力な権限をもつ元首制を是とする立場からの議会政治批判に転じ、つぎのように主張した。国家には議会における「真の、あるいは見かけの多数派と少数派の上に超然と君臨して万人の利益を図るため断固たる立法活動を行い、緊急時には議会の寡頭制的な野望に抵抗できるだけの強力な権力⁽¹⁸⁾」が必要なのである。

この主張は、のちにみるようにドイツ連邦の改革を諸邦国の君侯会議で着手しようとする構想にも反映されている。以上、『政治の理論』にみられるフレーベルの思想的転換を物語る言説を紹介したが、さらに連邦改造との関連で重視されるべき分野に、かれの民族・人種観がある。

さきにかれの足跡でふれた、革命時のパンフ『ウィーン、ドイツそしてヨーロッパ』では、かれは多民族中欧連邦の構想を展開し、その中でマジヤール人であれスラブ系民族であれ、ドイツ民族であれ、すべてが対等の立場に立つてスイス流の諸民族の「自由な盟友的連邦」を形成することを理想として掲げていた⁽¹⁹⁾。ところが、すでに拙稿で明らかにした通り、かれはアメリカ滞在中に南北戦争前夜の黒人奴隸制や中国系移民について論説を現地の新聞紙上に発表し、その中で、民族や人種にはそれぞれ先天的に優劣の差があり、たとえば白人と黒人は、プランテーションの経

管管理と肉体労働というふうにならざるにそれぞれの役割が異なっているのであつて、この両者の分業と協業のもとに文明全体が発展していくのであるという独自の民族・人種差別論をくりひろげたのである。これは、やがて六〇年代のドイツ連邦改革構想の中では、ゲルマン民族の優位のもとにマジャール人やスラブ系諸民族が統合されて中欧の一大勢力圏を確立していくのが望ましいとする考え方に投影されているように思われる。

以上フレーベルの思想的転換の諸相を列挙したが、革命前から六〇年代まで一貫している連続的側面もあつた。

その一つは、コッホも挙げている連邦主義ないし地方分権主義の主張であつて、かれは国家形成の原則として統一主義（Unitarismus）を採らず、底辺のゲマインデ（市町村自治体）の自治や、邦国の内政とくに文化政策上の自立性を重んじる立場を貫いた。⁽²¹⁾

いま一つは、先にも触れた通り、かれは一民族一国家の「ナショナルイティ原則」（二〇世紀に入つてのウィルソンの流表現では民族自決主義）を民族が複雑に混在している中・東欧の状況のもとでは採用不可能とみなし、多民族国家の形成を理想としていたことであつた。フレーベルは、生来、ドイツへの祖国愛に燃えるナショナルリストではなく、諸民族を広大な版図に包含する多民族連邦体を夢みるコスモポリタンでありつづけた。かれは早くも二〇世紀を予見するかのようになら、アメリカとロシアの二大強国の台頭のはざままでヨーロッパが多民族連邦体を形成することが望ましいとまで展望していたのである。⁽²²⁾

三 「ドイツ問題」への取り組み

一八五七年にドイツに帰国後、フレーベルは、クリミア戦争（一八五三—一八五六年）以降流動化しはじめたヨーロッパ勢の中で、みずから積極的に「ドイツ問題」にとり組んでいきたいという政治家的な野心を内に秘めながらも、

当人は『アメリカ紀行』⁽²³⁾や前述の『政治の理論』などの執筆活動に専念した。かつてのドイツ民主主義者会議の議長であり、一時は死刑判決まで受けた革命家としての前歴のために、諸君主政府はかれに容易には政治活動の場を提供せず、オーストリア政府は帝国領内への入国を禁止していたのである。だがこのようなフレーベルにとって文筆の仕事は、生活上の支えであるだけでなく、前述したような思想的転換を外部に公けにすることで、既存の支配的勢力からも注目され、迎え入れられていくようになる予備的な作業ともなったのである。⁽²⁴⁾

しかしこの雌伏期においても、フレーベルの「ドイツ問題」への鮮烈な関心は、時々刻々変化する内外情勢にうながされて、ますます強まり、一連の論説を通して、かれの「ドイツ問題」に対する基本的立場が示されていった。

とりわけイタリア戦役で、ドイツ連邦全体が、オーストリア支援を主張する南ドイツ諸邦国と、この戦役はオーストリア帝国のみに関わるもので完全な中立を保つべしと唱える北ドイツ諸邦国とに分裂し、オーストリアが敗北してロンバルディアを失ったとき、フレーベルは、オーストリア帝国の弱体化は、ドイツ全体、いなヨーロッパ全体の損失となるうれうべき事態であると警告して、「ドイツ問題」にとり組む際の、かれの基本的な態度をつぎのように表明した。⁽²⁵⁾

ドイツ連邦の再編成にあたっては、プロイセン政府がとり入れようとしている、一民族一国家の「ナシヨナリテイの原則」を適用してはならない。これの適用は、他のナシヨナリテイとの政治的紐帯を断ちきることで、オーストリア帝国の瓦解をもたらし、ドイツが追求していかなくてはならない大国化の道をはばんでしまう。またナシヨナリテイ原則の適用は、ドイツ政治の中央集権化を惹きおこし、きわめて有害である。というのも中央集権制は、まったく非ドイツ的であつて、それは、ドイツ民族の精神に合致しないし、オーストリアとプロイセンの共同の課題を果たす上でも、ドイツの小邦の歴史的に正当な要請を充たす上でも、有害であるからである。

このような言説から、われわれは、フレーベルが、何よりも多民族国家オーストリアのロンバルディアやヴェネチアまでを含む大帝国としての存続を期待していたこと、したがって、その意味では、かれの立場が狭義の厳密な「大ドイツ主義」でなく、むしろ「大オーストリア主義」といふべきものであったこと、しかも他のドイツ諸邦国との関係では、決してオーストリア覇権主義でなく、普・墺の伝統的二元主義に加えて小邦国群に対してもその分立主義を尊重する立場に立っていたことがわかるであろう。

このような立場は、フランス革命以降ヨーロッパのナショナリズムが追求してきた近代国民国家の形成の流れにはむしろ逆行的な「帝国」の理念を是とする立場であった。

フレーベルはいう。

真の大国はライヒ（帝国）である。ライヒこそが文化史の上で巨大な足跡を残すのである。ライヒの観念は、何よりも単一性を排斥する。ライヒの中でこそ、それぞれ自足的でかつナショナルな諸々の政治的単位が、より一層高次の利益に誘導されて、より一層有意義な全体へ向かつて統合されていくのであって、これにより、ライヒは一層高次の文化的発展段階へと高まりうるのだ。したがってオーストリア帝国は、自らが主体的にドイツ・ナチオンの新帝国を創設しようとするのなら、内部のすべての諸民族（ナショナルイティ）と諸州（プロヴィンス）を併合したまま、新帝国を創設すべきであつて、もしこれに失敗するならばわれわれはロシアとフランスの挾撃にあつて押しつぶされてしまふであらう、と。

このように「ライヒ」としてのオーストリア帝国を維持したまま、これにドイツ連邦諸邦を合体し、巨大な新帝国を創設するという計画であつて、しかもそこではオーストリア覇権主義は貫徹しないようにするという構想である。そこでフレーベルが主張したのが、「ドイツのためには、三元主義的政治（Triaspolitik）こそが唯一つの道である」

ということであった。⁽²⁶⁾ かれはつぎのように云う。

ドイツの国家系は、自然的な三要素、すなわちオーストリアとプロイセンと中小諸邦の総体との三者から構成される。ここで中小諸邦は現在のドイツ連邦のようにそれぞればらばらに主権国家として加盟するのではなく、一体にまとまって「狭連邦」(「ドイツ連合」ともいう)を結成しなくてはならない。というのも、中小諸邦はばらばらであったは二大強邦である普・墺や外国勢力の前にあまりにも無力であって容易に他国の中央集権主義の餌食とされてしまうから、「一体となって権利や勢力において、普墺と対等になる」ことが必要なのである。⁽²⁷⁾ それらむろん現在の連邦体制が保証している邦国それぞれの独立性や安全保障とは別個の独立性や安全保障をより高次のレベルで求めることになるのだが、その際に独自の軍制や外交上の権利が削減されることになろうとも、この狭連邦に結束することが、現連邦制では達成不可能な利益を保証してくれるから、各小邦は、自ら進んでこれに結束するようになるであろう。フレーベルによれば、この第三勢力としての「狭連邦」を創設することで、オーストリアとプロイセンの確執や嫉視・対抗も消滅し、ドイツ全体の安全と繁栄が期待できると考えたのであった。

なお、この三元主義政治の構想を披瀝した『ドイツとヴィラフランカ講和』⁽²⁸⁾(一八五九年末)で、フレーベル自身は、この構想を自己の独創的見解と述べているが、三元主義の主張は西南ドイツの政治思想家やジャーナリズムの間でかなり行きわたっていたのであり、フレーベルもその影響をうけていたものと思われる。⁽²⁹⁾

以上の大オーストリア主義と三元主義の構想の中に、われわれは神聖ローマ帝国以降数百年にわたり培われた中欧の歴史的遺産、つまり諸民族や諸領邦がそれぞれ独自の文化を開花させつつモザイク状に併存し、競合しあいながらより高次の文化的発展をとげていくという、歴史形成力を内部に秘めた「ライヒ」の遺産に対する強烈な憧憬を、フレーベルの思想によみとることができるところであろう。

この一八五〇年代末の時点でのフレーベルの「ドイツ問題」へのとり組みで、いまひとつ注目すべき点は、かれが問題の解決の方策として、ドイツ連邦を構成する諸邦国の君侯間の協力と了解にもとづくドイツ再編成を提唱していることである。

かれはいう。新ドイツ帝国の創建は、かつての四八—四九年のフランクフルト国民議会のような制憲議会にゆだねるべきではない。かりに議会を招集しても、見解や利害の対立、目標の不一致が顕わになるだけで混乱し、ひいては外国の介入を招くこととなる。肝要なのは、「静かに、迅速かつ決然と」目標につき進む君侯会議によって連邦改革案を練り上げることであり、そこで合意をみた改革計画を国民に提示し、同意をもとめることだ。³⁰⁾

ここには、前述したフレーベルの思想的転換——議会政治への不信と強力な元首のリーダーシップへの期待——が投影している。しかし同時に、君侯たちも今ではドイツ連邦は、より強力な国家への編成替を必要としているのだと認識するまでに、政治状況が変わっていたという客観的な歴史的推移もまたこの「上からの」連邦改革計画には反映しているとみるべきであろう。

フレーベルがオーストリア政府の要人に迎え入れられる素地がここにあった。

さて一八六〇年にフレーベルは、ハイデルベルクに居を構えるが、ここでかれは多くの著名な政治家や思想家と交遊を深める機会に恵まれた。ザクセンの外務大臣ボイストは、中小諸邦の結束による三元主義を説く中心人物としてつとに注目されていたが、フレーベルと交流し、両者のあいだでは、普墺に中小諸邦による「狭連邦」を加えた三元主義政治の構想ばかりでなく、ドイツ統一のためには国民議会でなく君主政府の代表使節会議で計画を練ることが必要であるとの認識など共通する面が多かった。³¹⁾

また政論家コンスタンチン・フランツ³²⁾とは公開質問状の形で意見を交換、その中でフレーベルは、「プロイセン政府

に向かつて、巧みな政略や暴力によってドイツ統一をなすとげるようにと煽っている党派は誤りをおかしている」と、暗に「ドイツ国民協会」を批判している。その上で、ドイツ連邦の対外政策や軍事力を強化すべきだと主張して、(1) 連邦が外国へ大使を派遣すること、(2) 強力な軍司令部を備えた連邦軍を増強することを提案している。

ここで注目されるのは、フレーベルの持論ともいべき七千万人帝国としての中欧帝国の建設とドイツ連邦という、より狭い範囲の新国家の関係をどうするのかの問題であって、これについては、フレーベルは、一種の二重組織を考えていたようである。すなわち、中核としては、旧来のドイツ連邦の範囲はそのままとし、この内部で連邦改革をおこなう。そしてその外部に拡がっている普墺両国の領土部分（東西プロイセン州とポーゼン州、ハンガリーやガリチアなど）は、やはり連邦外の地帯ではあるが、しかし両国の重要な領土として残しておく（これらの地帯は非ドイツ系住民が多数居住しているため、これをいきなりドイツ連邦にとりこむならば強烈な反抗をまねくであろうから）。しかしドイツ連邦は軍事・外交権を強化すると共に、普墺両国と相互保障条約を締結し、これによってプロイセンがその歴史的使命である北東の辺境部（マルク）の防備にあたり、またオーストリアは、北イタリアやドナウ下流域やボスフォラス海峡における勢力圏を、フランスとロシアの野望に対抗して、防衛することにそれぞれ専念できるようにするのが望ましい。

いいかえると、ドイツ連邦を中核にしてその外周にハンガリーやスラブ系住民地域を包含した七千万人帝国を築き、露仏二大強国に対抗する中欧勢力圏をゲルマン民族の歴史的・文化的使命としてつくり上げていく。ほぼこのような構想であったと思われる。

このような構想をみると、われわれは、ハンス・ローゼンベルクが、フレーベルならびにロートベルトウス（四八年革命では民主主義的左派に属したが、のちフレーベルと共に大ドイツ的改革協会の指導者となった著名な経済学者）

の二人について、つぎのように評したことが首肯されるであろう。

「フレーベルとロートベルトゥスは、ドイツ国民国家が、かれらにはあまりに「小さなドイツ的」、つまりかれらに云わせると十分に強大ではないと思われたために、ドイツ国民国家の反対者となった。かれらの念頭に描かれていた未来像、そしてかれらが政治生活に足を踏み入れた当時、かれらに現実政治面で可能性があると思われた未来像、それは、連邦主義にもとづいて組織されたところのゲルマン民族中心主義的 (germanozentrisch) 大国の創建、すなわちドイツの民族的要素と文化の力とによって支配されるところの多民族大帝国の創建であった」と。⁽³³⁾

このローゼンベルクの簡潔で凝集された文章は、この社会史家がナチス帝国の迫害をくぐり抜けて、ドイツの過去を批判的に省察してきた第一級の研究者であつただけに、きわめて重いひびきをもっている。

かつて四八年の革命当時、フレーベルは、ウィーンを拠点にして「自由なヨーロッパ諸国民の連合体」を創設する大事業の一環として中欧に諸民族の共和主義的連邦国家を形成する夢を描いていた。その際かれは、帝国内のスラブ系諸民族が「われわれの旗の下に来たれ！ われわれの許には民主主義がある。」⁽³⁴⁾とドイツ民族に呼びかけるなら、われわれドイツ人も喜んでかれらと同盟を組んで連邦を形成するであろう、と述べ、肝心なことは自由と民主主義を最初に戦いつつた民族がイニシヤティブをとって近隣諸民族に働きかけることであつて、かならずしもドイツ人が主導権をとることではないと主張していた。

ところがいまやドイツ民族の文明的役割の名のもとに普墺两国とドイツ連邦の軍事的協力により、中欧でのドイツ権益を保全していく、ドイツ主導の中欧国家が構想されるようになった。

フレーベルが賞揚するライヒは、未来に暗雲をはらむゲルマン中心主義的色彩を帯びてきたのである。

四 オーストリア政府への提言——『キッシンゲン覚書』

さてフランスに対する以上のような内容の公開質問状は、『ドイツ政策の諸要求』⁽³⁵⁾と題してパンフレットにまとめられたが、これをフレーベルがオーストリア政府高官に送付したことが機縁となつて、かれの存在はにわかにもオーストリア政府の注目するところとなつた。

すなわちフレーベルは、ドイツ連邦におけるオーストリア政府代表使節であつたキューベック男爵に、この『ドイツ政策の諸要求』を送つたところ、男爵はその内容を高く評価し、外務大臣レヒベルク伯爵の名でフレーベルに謝意を表すると共に、従来かれに課せられていた帝国入国禁止令を解く旨を通告した。⁽³⁶⁾

ついで、一八六〇年の冬になると、オーストリア宮廷顧問官でドイツ問題担当のマクス・フォン・ゲーゲルンが、ハイデルベルクにいる兄ハインリヒ・フォン・ゲーゲルン（かつてのフランクフルト国民議会議長、臨時内閣首班）を介して、フレーベルに対し、フランス側が提案してきたヴェネチア割譲について意見を述べるように求めた。これに対してフレーベルは、この割譲はオーストリアの名譽と利益ひいては「ドイツの軍事的安全と政治生命の発展」をも損なうことになる⁽³⁷⁾と反対意見を開陳した。この返答はオーストリア政府の完全な同意を得るものであつて、これを契機にして外務大臣レヒベルクは、フレーベルにオーストリア仕官の道を開くと伝えたのである。

これに応えて、一八六一年三月フレーベルはウィーンに赴いた。ここでマクス・フォン・ゲーゲルンの仲介でレヒベルクと親しく会談する機会を得、その際、つぎのような四点を骨子とするドイツ連邦改革案をフレーベルは提示した。⁽³⁸⁾内は末川の補注)

(一)ドイツの中小諸邦は、共同して一つの議會を有する一連邦國家を形成すること。これにはオーストリアもプロ

イセンも加わらない。

〔前述の「狭連邦」の構想〕

(2) オーストリア、プロイセン、そして中小諸邦からなる右の連邦国家の三者が合同して、共通の連合政府を備える三元主義的国家連合を構成する。この連合政府の権能は、協同して行う三元主義的政治を遂行するための基本的条件の整備に限定される。

(3) 三元的国家連合の元首には三君主すなわちオーストリア皇帝とプロイセン国王ならびに中小諸邦の一君主——その選出は諸邦間での協議による——が就任する。

(4) この三君主が、連合政府において一定任期の間輪番制で交替で、連合元首の座につくものとする。また連合政府の首都も、ウィーン、ベルリンそしてフランクフルト・アム・マイン（もしくは中小諸邦のいずれかの都市）を交替で順次移動する。連邦元首の傍らには連合参議院が設置されるが、その編成には三元的構成国が平等に参加する⁽³⁸⁾。〔以上のフレーベルの改革案では(1)の連邦国家は Bundesstaat、(2)の三元主義的連合国家は dreigliedriger Staatenbund、(4)の連合政府や連合参議院は Bundesregierung、Bundesrat が原語で、いずれも連邦ないし連合を意味する Bund が使われているが、ここでは、あえて狭連邦を示すときは連邦、三元的ドイツ連邦全体を示すときは、連合と訳しわけた。しかし、このような訳語の使用はかえって混乱するので以下では、「狭連邦」と「ドイツ連邦」というように区別して使用したい。〕

さて、このフレーベルの改革案をうけとったとき、外相レヒベルクは、この構想に内心不満を抱いた。外相はかつてのメッテルニヒ体制の信奉者であって、オーストリアが恒久的にドイツ連邦政府の首長の座につくことを希望し、また西南ドイツとの三元主義はかえってプロイセンの反発を招いて普墺の協調を損なうことを危惧して、この改革案

に賛同できなかつたのである。しかし、小ドイツ的方式に傾くプロイセン政府とドイツ国民協会とに対抗するために、何としても、三元主義支持の多い西南ドイツ諸邦を味方につけて、いまや必至となつた連邦改革でオーストリアがイニシヤティブをとることが得策であると考えて、表面上は外相もフレールベル案に賛成したのであつた。また、これには関税政策上の配慮もあつた。オーストリアは永年ドイツ関税同盟に加わつて一大関税連合を結成したいとの希望を有していたが、これを実現するためには、西南ドイツ諸邦との政治的結合を強化することが必要だと考えられたのである。

外相との会談後一旦ハイテルベルクに帰つたフレールベルは、マクス・フォン・ゲーゲルンとの意見交流の中で、ドイツ問題の処理には、単に君侯政府とくにオーストリア政府への働きかけだけでなく、「大ドイツ主義」の強力な政党を組織してプロパガンダをくりひろげることが不可欠だとの考えを披露した。

この大ドイツ派の党の創設という構想は、最終的には一八六二年一〇月の「ドイツ改革協会」の結成となつて実現するのであるが、そこにいたるフレールベルの実践的活動の領域に関しては稿を改めてより広く大ドイツ派の人脈との関連づけの中で論じてみたいと思う。

ここでは、フレールベルのドイツ連邦改革構想を、かれ自身の文書を資料として、もう少しくわしくたどつていきたい。

まず注目される資料は、いわゆる『キッシンゲン覚書』⁽³⁹⁾である。

これはかれが、キッシンゲンという保養地で休養中に書きあげ、フランクフルト連邦議会のオーストリア代表使節キューベック男爵を介して、オーストリア政府に手交した重要文書であつた。書き上げたのは一八六一年六月であつた。

この覚書は、フレーベルの連邦改革案を研究したクララ・ベルナーによると「フレーベルの連邦改革運動の基盤となる文書で、のちオーストリア政府に仕官した主要な活躍期にも、かれの行動の指針となった」と論評されている。⁽⁴⁰⁾そこで、この覚書を、フレーベルの回想録『ある生涯』に再録されているところに依拠して紹介したい。

正式のタイトルは『大ドイツ主義的事業を遂行するための指針に関する覚書』（二八六一年六月キッシンゲンにて）となっている。

まず、フレーベルは、大ドイツ主義運動の究極的な目標は「ドイツ帝国を新しい時代の要請や精神に沿って再建すること」⁽⁴¹⁾であり、この再建は、「オーストリアの支配者であるハプスブルク帝室に、世襲の皇帝の位という至高の帝国権力が託される場合に」⁽⁴²⁾完全になしとげられるのであると述べる。

かれはいう。この帝国の再建という目標は、たといそこへ到る道程が情況によっていかに紆余曲折をたどることにしろとも、しっかりと見据えられなくてはならない。

では、この目標はいかにして達成されるのであろうか。

暴力による目標達成は論外であって、新しい帝国制度は、「ドイツ諸邦国の君侯とドイツ国民との愛国的な協同作業」を通じてつくり上げられるべきである。したがって「目標達成に必要なドイツ国民議会は、はじめから国民とともに君侯も加わる議会ではなくてはならない。しかも君侯が代理使節を通じてではなくて親しく臨席する議会ではなくてはならない」⁽⁴³⁾そこで、国民議会は、民選院 (Volkshaus) と君侯院 (Fürstenhaus) の二院から構成され、これらが皇帝の傍に設けられる。

君侯院には、皇帝に次ぐ高位の世襲制の第一統領と第二統領が、その他の君侯たちの「同輩中の第一人者、第二人者」⁽⁴⁴⁾として列席する。第一は、プロイセン王家、第二は、バイエルン王家の者がその地位につく。オーストリア皇帝

はドイツ皇帝となるが、かれは特別の邦国でなく全ドイツの統一と榮譽とを代表するものであるから、君侯院における邦国オーストリアの代表としてはハプスブルク家の大公が列席する。

民選院は、ドイツ国民による選挙にはならず、各邦国で選出された邦国議会が派遣する代表委員によって構成する。こうして代表委員によって邦国が代表されるから、別個に国家参議院 (Staatenrat) を設ける必要はなくなり、また、「民選院をこのように編成しておくことで、将来、非ドイツ的な近隣諸邦 (多分連邦外のスラブ系、マジヤール系諸邦・州である——末川) だけでなく、われわれと利害が結びついている隣国——オランダ、ベルギー、デンマークそしてスイスなど——にも民選院に参加する道が開かれるであろう。」⁽⁴⁶⁾

ついで、フレーベルは、ドイツ帝国憲法を「しかるべき権限を有する人びとの委員会」に委託して早急に作成させることを提案、新憲法の基本原則として次の四点を挙げる。

「(1) 帝国の編成には、連邦主義を堅持すること。

(2) 皇帝直属の中央政府は、帝国政策を力強く遂行できるだけの十分な権能を有すること。しかし同時にこの権能は、個別邦国ごとの自治的内政に対しては嚴格に制限されなくてはならない。

(3) オーストリアとプロイセンそれぞれの (帝国外の) 隣接邦州 (Nebentänder) は、帝国自体の隣接邦州として認定し、それにもとづいて、帝国の保護のもとで、これらと奥普二国との結合が保証されなくてはならない。

(4) オーストリアとプロイセンは、帝国と並び立つ特別な大国としての地位を放棄する。したがって、単独で軍事行動をおこす権利は断念する。

もし、この最後の二項目の原則を憲法が欠落させることがあれば、その時は改革構想を全面的に廃棄する方がましであろう。」⁽⁴⁶⁾

以上のような強い主張から、われわれはフリーベルが、狭義の大ドイツでなく、普墺の辺境諸邦州を含む大勢力圏を新帝国自体の軍事力で確保しようとしたこと、逆にプロイセンの単独の軍事行動を認めようとしなかったことをみてとることができるであろう。

さて『覚書』の第二節では、新ドイツ帝国創建のための手段が詳述されている。その要点は、つぎの三点である。

第一は、オーストリアが前述の民選院のごとく各邦議会の代表委員を召集すること、第二は、これと同時に同じ場所で開催すること、第三に、大ドイツ的帝国創建を世論の支持のもとに遂行するために、しかるべき結社を組織することである。これらは、いずれもフリーベルの持論の展開といった趣きをもつが、以下に詳しくみておこう。

まず、オーストリア側が時機を逸しないように適切なときに連邦改革のイニシヤティブを掌握することが肝要であると述べた上で、「オーストリアが、全ドイツの邦国議会から選ばれた委員たちの召集を——オーストリア帝国では邦国議会としてラントタークからの委員派遣となるであろうが——英断をもって行わなくてはならない。その場所としてはやはり、フランクフルト・アム・マインが適当であろう。それ以外の都市を選ぶのは目標にとってふさわしくない」と述べ、前述の民選院のような各邦代表委員会の開催を提唱している。

その上で、帝国創建に向つては、つぎの四分野の活動が必要として「①国民の間で新聞を通じ、②個人的な働きかけや党派結成によつて邦国議会の議員の間に、③個別邦国の大臣たちの許で、④君侯たちの許で」の四つを挙げ、⁽⁴⁷⁾とくに③に関わつて、「大ドイツ主義の思想に共鳴する人たちを中小諸邦の大臣に就任させる機会があれば、この機会を逃さないことが肝要」と説く。

ついで前にふれたように民選院の召集と同時に君侯会議の開催を提言して、つぎのように述べる。

「オーストリア皇帝陛下は、ドイツの諸邦国議會から代表委員がドイツ民選院に召集されると同じ時に、同じ場所、統治する君侯の家系に属するドイツの全君侯を、全ドイツ君侯會議 (Fürstentag) へと招請されるのが望ましい。この會議は、事実上、ドイツ君侯院として編成されるであろう。」⁽⁴⁸⁾ その召集は、ドイツでは君主主義の原則が貫かれてゐることやドイツ皇帝という最上位の位階がハプスブルク帝室に保障されてゐることを内外に示す上で重要であるとともに、連邦改革計画の成否が、この召集の成功・不成功にかかつてゐる点からも重要なのである。すなわち皇帝陛下が、フランクフルトで民選院と君侯會議との同時開催に成功すれば「ハプスブルクの世襲の王笏のもとで新しいドイツ帝國が創設されるにいたつたとみなしても良いのである」⁽⁴⁹⁾とまでフレーベルは云い切つてゐる。

第三の世論の分野では、フレーベルは、規律の整つた大ドイツ派の政党の結成と新聞の発行とが不可欠であると説いて、そのための四つの課題を示す。

- (1) 最終目標を熟知し、かつ党組織の仕事を分担しうる信頼のおける人物から中核を編成すること
 - (2) 党全体がその下に結集できる旗印となる公衆向けの綱領を定めること
 - (3) 支持者の獲得とその教化
 - (4) 新聞ならびに個人的交流により宣伝し指導すること
- そして(1)のため遊説旅行を行つて同志を募り、(2)のために事情に通じた党幹部が著名度の高い有識者と共に綱領の作成にあたる。その綱領は当初よびかけ文として印刷、二部づつ送付して一通を賛否の回答と署名つきで返送するように依頼、こうして(3)の支持者の獲得をおこない、つづいて公衆への宣伝活動と組織化・教化のためには①の党の中核がこれにあたり、その中から構成される党執行部が、新聞や個人的働きかけにより目標達成に努力する。とくに新聞が大切で、これによる情報宣伝活動によつて、「連邦主義的で大ドイツ的なナショナルな統一への願望がオ

ストリア主導のもとで実現されるのだ⁽⁵⁰⁾という期待が人々の間に高まるであろう。

以上のような綿密な党活動の指針と新聞の役割についての洞察とは、フレーベルが実践的なオルガナイザーとして並々ならぬ力量を有していたことを物語っている。

とくにオーストリア政府はベルリンにおいて新聞を創刊し、大ドイツ派の党綱領の宣伝と小ドイツ派批判を展開し、北ドイツでの「精神的征服」(geistige Eroberungen)を行わなくてはならないと主張しているあたりは、プロイセンが現実に敢行した「軍事的征服」に対抗する文化的ヘゲモニーの主張としても興味ふかい。

最後に、覚書の第四節でフレーベルは、ドイツ帝国創設の目標達成の途上で遭遇するであろう障害について、その対処の仕方を述べる。

第一は、オーストリアにとってのハンガリー立憲化の問題である。

フレーベルは、ここではハンガリーがオーストリアのドイツスラブ系諸邦と一体化して立憲的統一国家となることは、現実にはほとんど考えられないが、もしそうなれば、ドイツ帝国にとって、これは克服しがたい障害となるであろうから、ハンガリーは切りはなして、むしろ中小ドイツ諸邦の結束と三元主義的執行府の下での普墾・中小諸邦三者の統合をオーストリアの主導下で実現していくことが急務であると説く。そしてそのような連邦改革がハンガリー領の保全にも役立つという。

第二は、プロイセンが試みるであろうオーストリアの連邦改革計画への妨害がある。

プロイセンは、オーストリア皇帝の呼びかける民選院への代表派遣も、君侯会議への国王の参加も拒むという行動にでて、この改革計画全体を妨害するかも知れない。こうした妨害をプロイセンに不可能にさせるためには、プロイセン自体にナショナルな改革へのイニシアティブをある程度託す必要があるであろう。その場合、プロイセンはオーストリア

アの帝位就任に猛反対するかも知れないが、この時は、三人の君主による三頭制的執行府制度へと譲歩せねばなるまい。中小諸邦国さえ結束してこの三頭制を主張するならば、プロイセンもこれに応ずることを余儀なくされるであろう。この場合、オーストリア帝国皇帝が帝位に就く大ドイツ的新帝国は、情勢が好転するまで創設を待たねばなるまい。

したがって「党綱領は、三頭制的執行府制度とハプスブルクの世襲的・大ドイツ的帝制とのあいだを揺れうごく流動的なものとなり、この綱領をどの程度まで明瞭な本音の表現でいいあらわすのがよいかを判断することは困難である。これを公然と明言できる可能性は多分、勝利間近の時にしか訪れないであろう」⁽⁵¹⁾

前述したように三頭制に不満を抱いていた外相レヒベルクらを考慮して、フレーベルはこの『覚書』では、ハプスブルク帝室に受け入れられやすい世襲皇帝制へと基調を転じていたのであるが、プロイセンの不参加という最悪の事態を回避するために、あえてプロイセンも対等に加わりうる純粹三元主義的執行府制度を採用する可能性も残したのであった。こうして大ドイツ派の連邦改革は、当初から戦略的な考慮のために、あいまいさを残さざるを得なかったといえる。

フレーベルが挙げる第三の難問は、既成の連邦制度を暴力的に転覆させようとする革命運動の可能性にいかに対処するかであった。

バーデンでは現実にこうした運動が予想され、この運動が小ドイツ派政党の行動計画の一部にくみこまれてさえる。またベルリンいなプロイセン全土でも暴力的に事態を解決しようという雰囲気が高まっている。とりわけ、ここでは特殊プロイセンの情況に根ざす難問を全ドイツの問題にからませて解決することで、大きな火を燃えたたせかねない。うごきがあると、フレーベルは指摘した上で、きわめて注目すべき発言をしている。

「プロイセン国民のあいだでは軍事予算の問題をめぐってまことに深刻な対立が生じているが、この緊張対立は、中小諸邦国を犠牲にしてプロイセンが領土の拡大をおこなうことよってしか解消できないという見解、またせひともこうして解消しなくてはならないのであるとする見解が、きわめて広範に行きわたっている。」⁽⁵²⁾

そうしたことが実行されれば、「必ずや暴力的な連邦破壊の形をとるであろう。そして、そのような事態の推移から、オーストリアは、決定的な利益をひきだすことができることは容易に理解されよう。そこで、上述のとおり提案したすべての活動を、もつとも適切な準備作業として行っておくことが、オーストリアにとってそのような利益をひきだす上でも役立つであろう。」⁽⁵³⁾とフレーベルはこの『覚書』を結んでいる。

この最後の暴力によるドイツ連邦の破壊を危惧する言説は、フレーベルが「下からの革命」よりもむしろプロイセンの軍事力による「上からの」連邦破壊と中小諸邦を犠牲にしての領土拡張を行う危険性をはやくも予知したものと見て、さらにまた、その国内的契機として軍事予算をめぐるあの激烈な「憲法紛争」の解決策を指摘している点において、非常に注目されるのであり、これは、普墾戦争でこれを現実に敢行していった「白色革命家」ビスマルクの政略を見事に予想した卓見であるといえるであろう。⁽⁵⁴⁾同時に、当時のフレーベルには、このビスマルクによる「軍事的征服」を上まわる「道徳的征服」の大義が、オーストリア側の漸進的で君主連合的な連邦改革コースには貫かれていたのであって、この「大義が勝つ」との理想主義的な立場もなお保持されていたのであった。その理想主義を支えていたのは、おそらく変わることのない「ライヒ」再建の理念であったのであろう。

五 ドイツ連邦基本法改正案

『ギッシンゲン覚書』は、オーストリア政府要人の多大の関心を惹き、マクス・フォン・ゲーゲルンは「傑作」と

称え、首相シュメアリンクも「賞讃に値する」と評価した。⁽⁵⁵⁾

この覚書で明確になった点は、第一に「ドイツ問題」の処理を「全ドイツ君侯会議」にゆだねるという点で、これは後年フランクフルトで開催されることになった君侯会議として実現した。だがこの会議については別稿で改めて取り上げたい。第二点は、純粹三頭制への戦略的な配慮はあるものの、基本的に新ドイツ帝国の帝位がオーストリアに帰属すべきだとすることで、首相シュメアリンクや外相レヒベルクの意向に沿ったことである。そして第三に、連邦改革は、既存の連邦規約の枠組とその法的有効性を重んじながら合法的に遂行されるべきで、いわば「法の連続性」の立場に立つ斬新的改革を主張したことである。

さて、フレーベルは、一八六一年九月に大ドイツ党の結成準備のために、全国遊説の旅に出た。これ自体、かれが『覚書』で提言していた全国の志を等しくする人びとを結集して、党の中核となる組織をつくるという計画をみずから実行するものであって、これもフレーベルの実践にかかわる領域として別に論じたい。

そこで本稿では最後に、フレーベルの『ドイツ連邦基本法のための補充的諸規定』と題する文書を資料として、前述の第三点、つまり既存のドイツ連邦規約を尊重しながら、この規約や「ヴァイン最終議定書」(一八二〇年) (この二つを総称してドイツ連邦基本法と呼ぶ) をどう補充し修正して新ドイツ帝国の基本法に改めていくかについての構想を紹介したい。ペルナーは、「この文書には、ドイツ問題解決のためのかれの全構想がもり込まれている。これはかれの以前の文書や覚書のエッセンスをいわば条項の形式で定式化したものである」と評しており、⁽⁵⁷⁾ われわれもこれによって、フレーベルの連邦改革構想の到達点を確認できるであろう。

なお、この文書はフレーベルが一八六一年一月に首相シュメアリンクやドイツ問題担当官ビーゲレーベンらとヴァイン官邸で会談した際、連邦基本法の改革草案を成文化するようにと依頼されて、ただちに作成したものであった。

だから、体裁は、ドイツ連邦規約（二八一五年）の各条項の修正案という形をとっている。⁽⁵⁸⁾

I 連邦の目的に関して、

「第一条 ドイツ連邦の目的は、ドイツの国内的繁栄（のための精神的・物資的諸条件の整備）と対外的安全、ならびにドイツ個別邦国の、連邦法の認める範囲での独立性と不可侵性の維持である」〔（一）内はベルナーによる補足〕

「第二条 連邦の全構成国は、全ドイツあるいは連邦を構成する個別邦国のいずれかが他から攻撃されたならば、この攻撃に対して全ドイツと各邦国のために防衛する義務を負うことを改めて確認するものとする。」

〔フリーベル案は、旧基本法では防衛義務規定が、連邦領内への攻撃に対するものにとどまっていたのに対して、連邦外の非ドイツ系領土への攻撃に対しても、これを連邦全体への攻撃とみなして防衛義務が発生すると拡大して適用した。ここにフリーベルの重視する大オーストリア的中欧勢力圏全体の安全保障の構想がみられる〕

「第三条 全連邦構成国は、一構成国の公民権が連邦全体に普遍的に適用されることを一致して承認する。すなわち連邦構成国の非ドイツ系領土を含むすべての領土で、定住する自由、職業に就く自由を認められる。」

II 連邦の機構について

「第四条 ドイツ連邦全体に対して構成国が委託した権利と義務とは、連邦権力を分掌する三つの連邦最高機関によって行使される。すなわち（a）連邦政府（b）連邦議会（c）連邦裁判所の三者である。

「第五条」これらの連邦の三機関の所在地はフランクフルト・アム・マインとする。もしくは、これら三機関の所在地はウィーン、ベルリンおよびフランクフルトの三都市のあいだを定期的に交替するものとする。」

III 連邦政府に関して

「第六条 連邦の首長としては、オーストリア皇帝、プロイセン国王の二世襲君主のほか、他のドイツ諸邦国君主

の中から一定任期の間だけ選ばれた第三者を加えたところの執行府 (Direktorium) が設けられる。諸君主は、この第三者の選出規定を定めてこれを連邦法内にとり入れる。」

「第七条 連邦執行府は、連邦権力の及ぶ範囲内で君主制の高権を行使しうる。とくに全土に対する軍事高権、対外政策を指導する権利、またすべての国内の繁栄にかかわる精神的・物質的諸条件を最大限に整備する君主制の高権である。」

「したがって執行府は、連邦のために宣戦を布告し、戦争を遂行し、講和を締結し、条約を結び、使節を派遣・接受し、連邦議會を召集し、開会し、閉会し、議會に使者を送り、公共の福祉を考慮して議會の立法に裁可あるいは拒否をおこさない、裁可された法令を邦国で公布するよう通告し、緊急時には連邦領内で暴力により攪乱された秩序を回復し、連邦裁判所の判決がもし実施されぬときは、強制的にこれを執行することができる。」

「第八条 執行府を構成する三人の君主は、自分自身で、もしくははしかるべき権利を有する代理人によって、三人合同して統治をおこなう。しかしながら君主のうち一人は連邦政府の所在地に常時定住し、王宮を構えているべきであり、他の二人は、代理人で代行しうる。この所在地に常住する君主は、三君主輪番制でこれにあたる。」

「第九条 連邦執行府の中央政府としての業務は、連邦内閣によって遂行される。その閣僚は、特定の連邦構成国の内閣と人的構成の面で重なつてはならない。」

「この規定は、後年のドイツ帝国でプロイセン覇権主義の強い影響のもとにビスマルクなどプロイセン首相が帝国宰相を兼務したケースが多かったことを考えると、連邦における三元主義とともに、特定国の覇権を防止する条項として注目される」

「第十条 連邦と個別邦国双方の政府に関わる案件を調整するために、邦国君主が議席権をもつ連邦國務院

(Bundesstatrat) が、連邦執行府に付置される。この國務院の個々の構成員は、個別邦国の政務遂行者で、かれらは、執行府が裁可した連邦法や連邦政府の条例を個別邦国政府に通達する。また國務院は、執行府に対し、その重要な案件の最終決定にあたり、合議して意見を具申しうる。ただし、この具申は、執行府に対する拘束力をもたない。」

IV 連邦議会に関して

「第一条 連邦政府は、法律の裁可もしくは拒否の権利を有するが、連邦の立法機能は、政府と共に連邦議会によって行使される。

議会は、君侯院 (Fürstenhaus) と邦国院 (Landeshaus) の二院から成る。

第二条 君侯院は連邦の全構成国夫々を統治する君主の議會であり、自由市に関しては最高位の参事会員が参加する。三人の執行府君主のほかにも代理人の出席が必要やむをえない場合には、王家の皇太子が代理人になり、自由市では第二位の参事会員が代行する。

第三條 邦国院は、全構成国の使節の會議であり、この會議は、君侯院とともに連邦の問題を審議する。使節は、構成国の立法議會によって派遣されるが、その際、これを議會内部から選ぶか、外部から選任するかは、各立法議會の自由裁量とする。個別邦国に第一院と第二院があるときは、夫々が選出母体となり、両者が一対二の比率で邦国の使節国を選ぶこととする。

第一四條 邦国院への使節派遣の細目については別個に規定する。

第一五條 連邦議会の両院（君侯院と邦国院）は、両者あいまって議會を構成するのであって、連邦法は、両院を通過しないかぎり、執行府の裁可をおくことはできない。

第一六條 連邦議会の権限は、個別構成国から連邦立法府における処理を目的として、明示的に連邦に振りあてら

れた対象だけに限定される。すなわち

(a) 連邦全域に適用される訴訟法——その均一性が全構成国によって必要と認められたもの。

(b) 連邦の国民経済上の全般的利益に関わるもの。

連邦議会は、後者に関しては、つぎの任務を帯びている。

すべての連邦構成国を単一の国民経済圏へと統合していく上で必要な処置をとることであって、このために、関税障壁や交通上の障害や貨幣・度量衡の不統一や商業法規上の非均等性、その他特例的条約などによる障害をすべて除去することが必要であり、またより積極的には、連邦領内と近隣諸邦の経済的利益を増進させる方策を講ずるよう連邦政府を支援せねばならない。

(c) 連邦財政に関しては、連邦議会は、連邦予算案を審議し、修正し、同意・承認する権限をもつ。また、人口比に応じた国費分担額を承認し、必要な場合は、連邦収入のための特別財源を確保し、緊急時には連邦公債の発行を承認もしくは拒否する権利を有する。

(d) 連邦の勢威と安全を守る上で重要とみられるすべての処置。このために連邦議会は、連邦の対外姿勢や国内事情を記した年次教書を執行府に提出するよう請求する権利を有し、連邦大臣は、議会の申出に応じて議会で説明や回答をおこなう義務を負う。

ここに明記されないすべての対象は、個別構成国の立法にゆだねられるのであり、これに対して連邦議会といえども介入はできない。

〔連邦議会の編成原理には、ウィーン体制下の伝統的な連邦主義が貫徹している。つまり君侯院はもとより、邦国院も各邦議会の使節国から構成される形であって、何よりも邦国を単位とした組織なのである。ここでは、ピスマル

クが北ドイツ連邦創設の時に、まさに電撃的に設立した全ドイツ男子普通選挙制による連邦議会の発想は、まったくみられず、ビスマルクが戦略的マヌーバーであるにせよ採用した国民代表機関の構想はない。フリーベルの思想の中には、ナシヨナリテイ原則が欠落していたように、一体として政治を担うドイツ国民の意識もなく、政治はやはり伝統的王朝と各邦名望家層に託されるものであったのであろう。」

V 連邦裁判所に関して

「第一七条 連邦裁判所には、旧ドイツ連邦議会が有していたすべての司法的機能がゆだねられる。」（『最終議定書』の諸規定による）

そのほかに、つぎの司法上の案件も連邦裁判所の権能に属する。連邦憲法の解釈。構成国の憲法の解釈。構成国相互間の係争。構成国の王位継承問題ならびに撰政制度。連邦に対する国家反逆罪の裁判。また構成国の裁判権を超える事件について、公共の福祉のため裁判所の司法的判断が必要と考えられる場合も連邦裁判所が処理する。

第一八条 連邦裁判所は、連邦領内の司法事情について連邦議会に年次報告を行わなければならない。政府はこれを年次教書に添えて議会に提出する。また連邦裁判所は、国際法や国内法の問題点や立法機能の問題点についての意見を政府に提出する任務を負う。

第一九条 連邦裁判所の機構については特別法で規定する。

VI 連邦体制の将来の継続的發展

「第二〇条 連邦体制を将来どのように發展させるかについては、この体制を尊重しながら連邦政府が協力して策定していかなくてはならない。」

以上がユーリウス・フレーベルにより作成されたドイツ連邦基本法の修正案である。

おわりに

一八六二年一〇月のフランクフルトにおける『ドイツ改革協会』の創設ならびに翌年八月の同市における『ドイツ君侯会議』の召集によって、フレーベルらの「大ドイツ主義」的連邦改造運動はピークを迎えた。⁽⁵⁹⁾ このピークにいたる過程とフレーベルの活動については、別に論ずることにしたいが、ここで付言しておくならば、この君侯会議で、オーストリア政府の主導のもとにドイツ連邦改革が着手されることになっていたが、プロイセンの妨害にあって、この改革計画は挫折する。

プロイセン政府は、君侯会議への参加そのものを拒否したばかりか、首相ビスマルクは男子普通平等選挙制によるドイツ国民議会の創設という意表をつく提案をおこなない、一八六三年八月末に召集されていた諸国の議員集會がこれに賛成して、君侯会議の連邦改革に反対したのであった。⁽⁶⁰⁾

ここにフレーベルの構想を基本にしたドイツ連邦改革は流産した。プロイセンは、対デンマーク戦争、対オーストリア戦争そして対フランス戦争の三度にわたる戦勝よりも以前に、ドイツ・ナショナリズムの時流に乗ったビスマルクの巧みな戦略によって、小ドイツ的統一への布石を敷くことに成功したのであった。

最後に、以上のフレーベルの改革構想の紹介と吟味を通して浮かび上がってくる、かれの基本思想の核心をいまい度ここに抽出し、その歴史的ないし現代的意義を探っておこう。

第一に、繰り返し述べたように、フレーベルは、一九世紀ヨーロッパでいえばギリシャの独立、ベルギーの独立を経てイタリア統一運動にまで貫流している「ナショナルリテイの原則」(民族自決主義)には立脚せず、したがってプロ

イセン主導の小ドイツ的統一はもちろん、「狭義の」大ドイツ的統一にも反対した。かれはあくまでオーストリアハプスブルク帝国を維持しながら、これと改造されたドイツ連邦とを合体した広大な中欧帝国を構想していたのである。それは当然多民族国家にはかならず、しかも一八四八年革命当時のフレーベルが夢想した、諸民族の対等の「自由な盟友的連邦」と異なつて「ゲルマン民族中心主義的大国」としての多民族国家であつた。

そこで、二〇世紀三〇年代のナチス・ドイツによるオーストリアの併合さらにはチェコの保護領化にまでいたつた、あの民族至上主義で「大ドイツ」的な侵略思想の予兆を、この構想の中に見てとることができるとも知れない。あるいはそこまで射程をひろげなくとも、第一次大戦におけるドイツ帝国の戦争目的となつた「汎ゲルマン的中欧帝国」の野望の先駆形態を、このフレーベルの改革計画に見出すこともできよう。

ここで注目されるのが、一八七一年に現実に成立したドイツ帝国は「未完成の国民国家」であつたと述べるオットー・ダンの主張である。⁽⁶⁾ダンによれば、その「未完成さ」は大別して、対外的にこの帝国が「小ドイツ的」自己抑制に立脚していたことと、内政面で、帝国が依然として諸君主の連合体で、国民主権が実現していないということの二点で示されているのであつて、その後のドイツ国民運動の進路も、この未完成を「完成」させるべく、「大ドイツ的」いな「全ドイツ的」拡張と侵略へと向かう排外的ナショナリズムの方向へ進むか、それとも、議会制民主主義を実現して国民主権を確立させる方向に向かうかの二方向が設定されていたのである。

この二方向は、後発資本主義国がおくればせに国民国家を形成しようとするときに直面する二つの選択可能な路線であるように私には思われるのであるが、すでに革命後の思想的転換（というよりも「転向」）をとげていたフレーベルの前には、内政民主化と国民主権の確立の展望は開かれていなかつたであらう。

だとすればかれの思想のゆきつくところは、排外的ナショナリズムの方向で、民族至上主義的大ドイツ帝国の構想

ということになるのであろうか。フレーベルの思想にナチズムの先駆を見出せるのであろうか。

私は、フレーベルの構想の中には、この危険な方向をも防止しうる思想的核心もまた含まれていたように思う。

それは、かれの「ライヒ」(帝国) 思想の骨格をなす連邦主義あるいは三元主義(状況に依り四六元主義) 的国家形成の原理であつて、これは中央集権体制や統一主義(Unitarismus) を否定し、末端は最低辺のゲマインデ(市町村共同体) の自治から群小の小邦、さらにその連合体としての「狭連邦」からドイツ連邦へといたる様々の階梯において、それぞれの内政的自治を最大限に保障していこうとする原則的思想であつた。むろん階梯を上るにつれて、外交や軍事や経済法規や関税政策などの権限が上位の組織に委譲されざるをえないが、しかし恐らくは宗教・文化・言語・イデオロギーなど人びとの精神に関わる領域では、この連邦主義のために、地域的多様性が守られ、多様な文化の競合の中での文化的発展が展望されていたのであろう。そうであるとすれば、ワイマル共和国末期に邦国の独立性を奪い、ナチ政権下で人工的に行政区画を定めて画一的なファシズム独裁を行い、徹底的なイデオロギー統制まで断行した、あの全体主義にはいたらないための歯止めも、このフレーベルの構想には潜んでいたといえるであらう。

フレーベルの思想は、革命期の中欧連邦構想までふくめて考えると、われわれが国民国家やナショナルリズムあるいは、地域—国家—広域の連合から成る重層的国家組織の問題を考察していく上で、興味ふかい素材を提供しているように思われる。

- (1) ドイツ連邦を構成する三元国については、「世界歴史大系 ドイツ史2」(山川出版社 一九九六) 二二五頁参照。ハノーファー王国では一八三七年ウィリアム四世(イギリス国王) の死去にともない、独自の王位継承法が男系の王位を定めていたために弟のエルンスト・アウグストが王位に就き、イギリスとの同君連合は解消した(イギリスではヴィクトリア女王即位)。なお一八一五年設立時のドイツ連邦とプロイセン王国、オーストリアハプスブルク帝国の版図については地図参照。

(2) 一八一五年五月調印のドイツ連邦規約。これと一八二〇年五月に定められたウィーン最終議定書(最終規約ともいう)とを合わせてドイツ連邦基本法と呼んでいる。

(3) 標準的なドイツ歴史辞典の「大ドイツ」の項には、狭義の厳密な意味での大ドイツ主義の説明がつぎのとおりなされている。「フランクフルト国民議会が当初ほとんど全会一致で追求したすべてのドイツ人を包含する帝国の創設の方式、すなわち実質的にはドイツ連邦領域内にドイツ国民国家を形成する方式。」これによれば、連邦外のオーストリア帝国領はきりはなされることになる。他方反革命に成功したオーストリアのシュヴァルツェンベルク首相は、オーストリア帝国全体と全ドイツ連邦との統合計画をうち出した。

Lexikon der Deutschen Geschichte (Stuttgart 1979) S. 468.

(4) ユーリウス・フリーベルがオーストリア政府の「ドイツ連邦改革構想」の実質的な立案作成者であったことは、Hans Rosenberg, *Honoratienpolitiker und „Grossdeutsche“ Sammlungs-Bestrebungen im Reichsgründungsjahrzehnt*, in: *Jahrbuch für Geschichte Mittel- und Ostdeutschland* 19 (1970) S. 169, Rainer Koch, *Demokratie und Staat bei Julius Fröbel 1805-1893—Liberales Denken zwischen Naturrecht und sozialdarwinismus* (Wiesbaden 1978) S. 259, Wilhelm Mommsen, *Julius Fröbel—Wirrnis und Weitsicht*, in: *Historische Zeitschrift* Bd. 181, (1956) S. 518f.

(5) 三元主義政策 (Triaspolitik) は「プロイセン、オーストリアおよび中小諸邦国(狭連邦として一体化)の三者からなる執行府(Direktorium)が中央権力としてドイツを統治する体制。これに対し、一八六三年のオーストリア提案の連邦改革案では六頭制執行府が考えられていた。(すなわち、オーストリア、プロイセン、バイエルンのほか「ザクセン・ハノーファー・ヴェルテンベルク」から第四、その他の二つの邦国群から第五・第六の統領が選出される。このようにフリーベルの三元主義の原案との若干の相違も見られる。要は、一国の覇権主義を許さず、多元的執行府を企図したところにある。このオーストリア案に關しては、E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd III, Bismarck und das Reich, (Stuttgart 1963) S. 427f.

(6) この概観に關しては、前掲「ドイツ史2」の第八章「帝国創建の時代」参照。

(7) 革命後のビスマルクの正統主義からの離脱の過程については林健太郎「ビスマルクとドイツ統一思想」(『プロイセン・ドイツ史研究』東京大学出版会 一九七七 所収)参照。

- (8) 要人としてマクス・フォン・ガーゲルン (Max v. Gagern ドイツ問題担当宮廷顧問官)、『外務大臣レヒベルク (Reichberg)』首相シュエマリンン (Schmerling)、『連邦議会オーストリア代表使節キューベック (Kübeck)』ビーケレーン (Biegeleben 官房府ドイツ問題担当官) など、フレーベルと親交があった。
- (9) 末川清「一八四〇年代ドイツの急進民主主義思想像——J・フレーベルを中心に——」(西川長夫・松宮秀治・末川清編『ロマン主義の比較研究』有斐閣 一九八九 所収、末川Iと略) 同「革命後のユーリウス・フレーベル——ある Forty-Eighter の足跡」、『立命館史学』10 一九八九、末川II) 同「ユーリウス・フレーベルと『ドイツ問題』」、『立命館史学』第五三四号 一九九四、末川III)
- (10) Julius Fröbel, System der socialen Politik 2 Bde. Mannheim 1847 (Neudruck, Aalen 1975)
- (11) Julius Fröbel, Wien, Deutschland und Europa, Wien 1848 (以下、Wienと略)
- (12) Julius Fröbel, Theorie der Politik als Ergebnis einer erneuerten Prüfung demokratischer Lehmeinungen 2. Bde. Wien 1861-1864 (以下、Theorieと略)
- (13) Rainer Koch, op. cit., SS. 257-259.
- (14) J. Fröbel, Theorie Bd I. S. 91-92, 110, 111.
- (15) Ibid., S. 101.
- (16) Ibid., S. 100.
- (17) 末川I参照。
- (18) J. Fröbel, Theorie Bd. I. SS. 101-102.
- (19) J. Fröbel, Wien SS. 8-9、べ' フレーベルは連邦民主主義的多民族国家のモデルとしてアメリカ合衆国とスイスを理想に掲げた。
- (20) 末川II参照。
- (21) Rainer Koch, op. cit., S. 257.
- (22) W. Mommsen, op. cit., S. 513 モムセンは「この一九五六年の論文で、アメリカとロシアの両者のはざまのヨーロッパ国家連合をいち早く唱えていたフレーベルの卓見を高く評価している。」

- (23) Julius Fröbel, *Aus Amerika. Erfahrungen, Reisen und Studien*, 2 Bde., Leipzig 1857-58. 末川II参照。
- (24) Clara Börner, *Julius Fröbel und das österreichische Bundesreformprojekt aus dem Jahre 1863* (Inaugural-Dissertation) Marburg 1919. 本「フーベルの回想録『ある生涯』を基本的な資料として、フーベルのドイツ連邦改革構想を丹念に分析した学実的な研究であり、本稿も、フーベルの著述の原典と共に、このヘルナーの研究成果に負うところが大きい。
- (25) Julius Fröbel, *Deutschland und der Friede von Villafranca*, in: *Kleine politische Schriften*, Stuttgart 1866 Bd. 1. S. 199ff. [KPS, 1 頁] Börner, op. cit., S. 39ff.
- (26) Börner, op. cit., S. 43., Fröbel, KPS. 1. S. 227.
- (27) Fröbel, KPS. 1. S. 228.
- (28) 註(25)参照。
- (29) Börner, op. cit., S. 46.
- (30) Börner, op. cit., S. 41.
- (31) ホーペル (Beust) 以下 Huber, op. cit., S. 401f.
- (32) コンスタンチン・フランク (Konstantin Frantz) にあつた公開質問状について、Börner, op. cit., S. 49-56 また Fröbel, *Die Forderungen der deutschen Politik*. (in: KPS. 1. S. 335-374.)
- (33) Rosenberg, op. cit., S. 159 (注(4)参照) ノンヌ・ローゼンブルクについては、同著、大野英一・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』(未来社 一九七八)の「訳者あとがき」を参照。
- (34) Fröbel, *Wien*. S. 29. また末川III参照。
- (35) 註(28)参照。
- (36) Börner, op. cit., S. 57.
- (37) *Ibid.*, S. 58-59.
- (38) *Ibid.*, S. 60. また西野の全文を、Julius Fröbel, *Ein Lebenslauf—Aufzeichnungen, Erinnerungen und Bekennnisse*. (『増補』) Bd. II, (Stuttgart 1891) S. 85. に収録。
- (39) 『ギンハンメン覚書』の全文を、Fröbel, *Lebenslauf*. Bd II, S104-112 に収録。

- (40) Börner, op. cit., S. 64.
- (41) Fröbel, op. cit., S. 104.
- (42) Ibid., S. 104.
- (43) Ibid., S. 105-106.
- (44) 「primus et secundus inter pares」と表現されている。
- (45) Ibid., S. 105-106.
- (46) Ibid., S. 106.
- (47) Ibid., S. 107.
- (48) Ibid., S. 107.
- (49) Ibid., S. 107.
- (50) Ibid., S. 109.
- (51) Ibid., S. 111.
- (52) Ibid., S. 111-112.
- (53) Ibid., S. 112.
- (54) ヘルナーの研究は、フレーベルのドイツ連邦改革構想についての本格的な唯一つの研究であるが、プロイセンが対外的征覇により国内の紛争を解決する方策に乗り出すかも知れないという、このフレーベルの卓見について、まったく触れていない。ヘルナーの視野には、後年ロタル・ガルが描いてみせた「白色革命家」ビスマルクの高度な政略（外政を通して内政を解決）は、入ってこなかったであろうか。ロタル・ガル、大内宏一訳『ビスマルク——白色革命家——』（創文社 一九八八）
- (55) Börner, op. cit., S. 70, S. 74.
- (56) Ergänzende Bestimmungen zu den Grundgesetzen des deutschen Bundes. in: Fröbel, Lebenslauf Bd. II, S. 163-169.
- (57) Börner, op. cit., S. 92.
- (58) フレーベル『ある生涯』収録（注(56)）の全文に依拠して訳出したが、□内は訳出部分であり、○内は末川の補注である。なお原文の頁数はわずらわしくなるので注記しなかった。

- (59) 『改革協会』と『君侯會議』についてはヘルナーの研究のほか、Huber, op. cit., S. 393-435 & Rosenberg, op. cit., Mommsen, op. cit.
- (60) Huber, op. cit., S. 426.
- (61) オットー・タン 末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳『ドイツ国民とナショナリズム一七七〇—一九九〇』（名古屋大学出版会一九九九）一二〇頁（Otto Dann, Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990, 3. Aufl. München 1996, S. 176.）



- 〔備考〕
- ドイツ連邦の境界
 - ▨ プロイセン王国領
 - ▩ オーストリア＝ハプスブルク帝国領